

その他(新カリキュラムの施行と経過措置)について(案)

- 新たなカリキュラムは、平成30年4月1日施行を考えているが、経過措置として、すでに現行カリキュラムで養成している在校生については、「現行カリキュラムで可」としてはどうか。

(新カリキュラムの適用)

平成30年4月1日施行(平成30年度の入学生から新カリキュラムの適用)

- また、専任教員数は、新カリキュラムの適用に合わせて教員増を学年進行に応じた増員としてはどうか。

(専任教員数の適用)

平成30年4月1日施行(ただし、平成31年度までは5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その数が30人までを増すごとに1を加えた数) とすることができる。)

- 専任教員の要件の見直し(「3年以上実務に従事」から「5年以上実務に従事」) に伴う経過措置については他職種を参考に2年としてはどうか。

(専任教員の要件の見直しの適用)

平成32年4月1日施行